

12 議案第83号関係

十和田地区環境整備事務組合格約 新旧対照表（抜粋）

変 更 案	現 行
<p>(監査委員)</p> <p>第11条 組合に、監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員のうち1人は、<u>十和田市代表監査委員をもってこれに充て</u>、他の1人は、<u>管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任する</u>。</p> <p><u>3 代表監査委員は、十和田市代表監査委員である監査委員をもってこれに充てる。</u></p> <p><u>4 監査委員の任期は、代表監査委員にあつては十和田市代表監査委員の任期によるものとし、代表監査委員以外の監査委員にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</u></p>	<p>(監査委員)</p> <p>第11条 組合に、監査委員2人を置く。</p> <p>2 監査委員のうち1人は、<u>管理者が組合の議会の同意を得て組合議員のうちから選任するものとし</u>、他の1人は、<u>十和田市監査委員のうち識見を有する者のうちから選任される監査委員をもってこれに充てる</u>。</p> <p><u>3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては、十和田市監査委員の任期によるものとする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</u></p>